

全国の協働情報 File . 1

(一部情報みの紹介)

- 1 新居浜市(愛媛) 「まちづくり協働オフィス」
- 2 袋井市(静岡) 「市民まちづくり塾」
- 3 三鷹市 「市民協働センター」「まちづくり研究所」「協働推進ハンドブック」
- 4 八王子市 「市民活動支援センター」
- 5 高岡市(富山) 「市民と行政の協働のルールと市民提案型協働モデル事業」
- 6 佐倉市(千葉) 「市民協働推進条例」
- 7 北榮町(鳥取) 「自治基本条例」
- 8 川崎市 「協働型事業と協働のルール」
- 9 周南市(山口) 「人材バンク」
- 10 宇治市 「人材バンク」
- 11 大阪府 「地域貢献企業バンク」
- 12 久喜市 「市民参加推進員制度」
- 13 ひたちなか市(茨城) 「まちづくり講座」(トークイベント)
- 14 住民参加・協働に関する調査研究(地方自治研究機構 19.3)より抜粋

【愛媛県】 07.7.9 愛媛新聞

『新居浜市まちづくり協働オフィス』開所1年

根差すか真の“住民主体”

新居浜市の公益的な市民活動を支援し、市民と行政の協働を推進する「新居浜市まちづくり協働オフィス」が開所して一年。当初、約六十だった登録団体数は百十六と順調に増加。六月には市との共同企画「にいほまをよりよくしようプロジェクト」もスタート、市民や企業が主体となった新しいまちづくりは向けて、一歩を踏み出した。

同オフィスは、佐々木龍市長が目指す「市民と行政の協働のまちづくり」に基づき、市民活動を総合的に支援する拠点として昨年七月、同市繁本町市民文化センターに設立。運営は市から委託された特定非営利活動法人「にいほま市民企画ノボック」が担当。常駐職員二人のほか、ボランティアら約十人が業務に当たり、多岐にわたる事業を実施してきた。

ホームページ開設や、団体同士の交流を深めるため関心あるテーマについて気軽に話し合うカフェやパーティーの開催。団体に対する意識調査や活動相談、企業懇談会に



も取り組んでいる。

「協働の最終目標は市民自治の実現」と佐々木市長。市民、企業、行政

登録団体
116に増加

市民提案の新企画始動



「にいほまをよりよくしようプロジェクト」で、地域課題などについて話し合う参加者

意識醸成が課題

状況。行政職員の間には「市の下請けを任せられる団体をつくる」「市民活動団体に任せれば経費削減になる」などの短絡的な声がある一方、市民団体側も協働への認識に差があることに加え、各団体の枠を超えた活動には至っていない。

そうした中、市民が事業を提案し、実現まで手掛けるモデルづくりとしてオフィスが計画したのが「にいほまプロジェクト」。

ある登録団体メンバーはオフィスに対し「市の色が濃い。市から独立して活動を支援してほしい」と要望。別の団体男性も「行政が介入すると行政補完組織の養成になり、自発的な提案がしにくくなる」と懸念する。

活動内容や主張が異なる市民同士による初の事業だけに、実現には不確定要素もあるが、「成功しても失敗しても『協働』のノウハウを学び、各団体活動で生かしてほしい」とオフィス。

これとは別に、同市は市民団体や企業からの協働事業提案制度も立案、八月から募集を始める予定で、協働の取り組みは広がりをみせる。

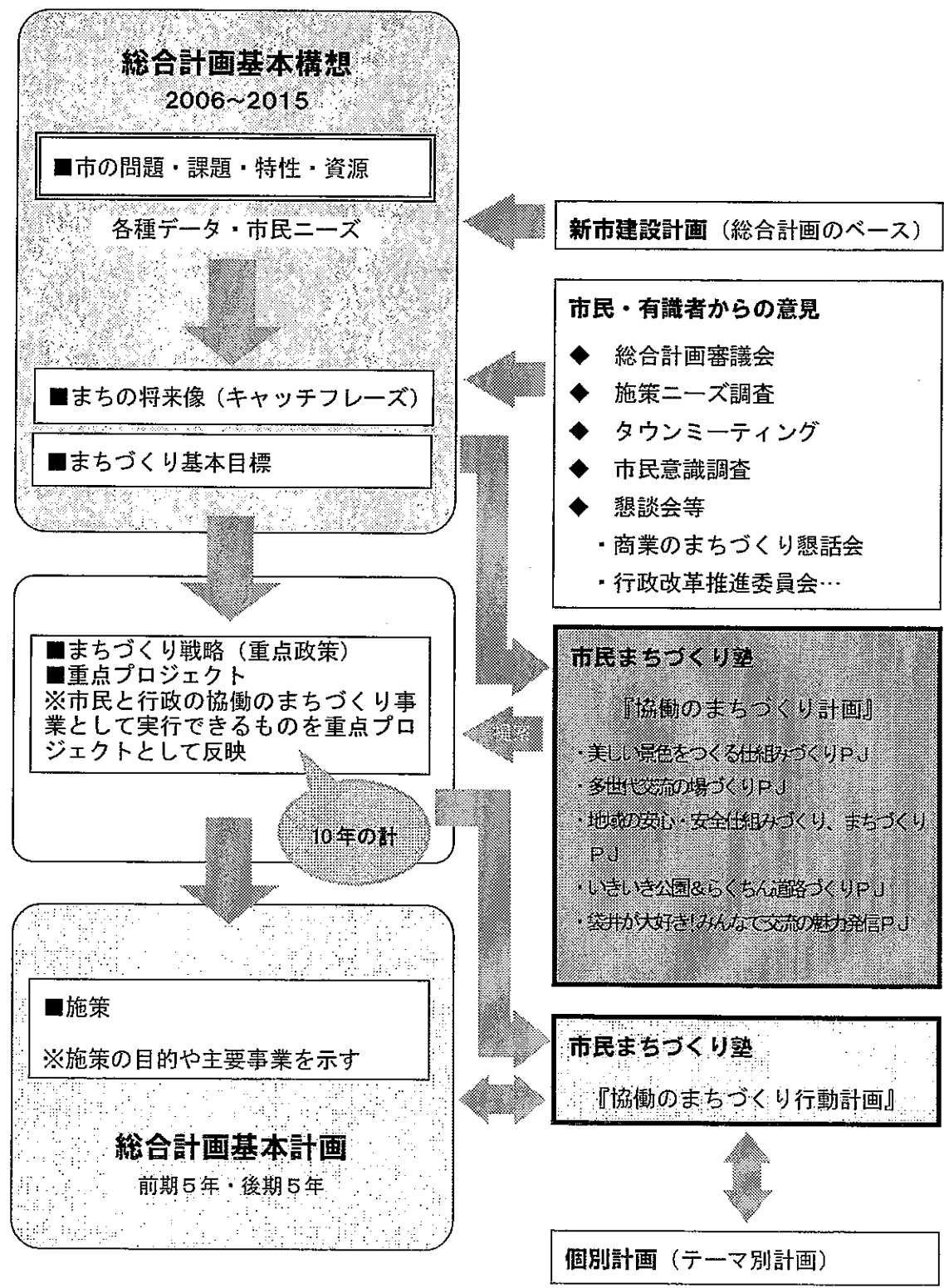
ただ行政サービスの低下や市民への押し付けになっただけでは本末転倒。成功には、行政側の意識改革とともに、市民団体が市と対等に渡り合える力を付けることが欠かせない。新たな公共の担い手育成に、オフィスの果たす役割は大きい。

(新居浜支社・白石直子)

袋井市

袋井市

総合計画と市民まちづくり塾との関係



三鷹市市民協働センター

[トップページへ戻る](#)[イベントカレンダー](#)[みんなの掲示板](#)

市民協働センターとは

[市民協働センターとは](#)[施設の紹介](#)[登録団体紹介](#)[助っ人情報](#)[企画運営委員会](#)[会議室予約・お問い合わせ](#)[アクセス](#)[お知らせ](#)[ニュースレター](#)[リンク](#)[団体登録の方法](#)

三鷹市市民協働センター

〒181-0013

三鷹市下連雀4-17-23

TEL:0422(46)0048

FAX:0422(46)0148

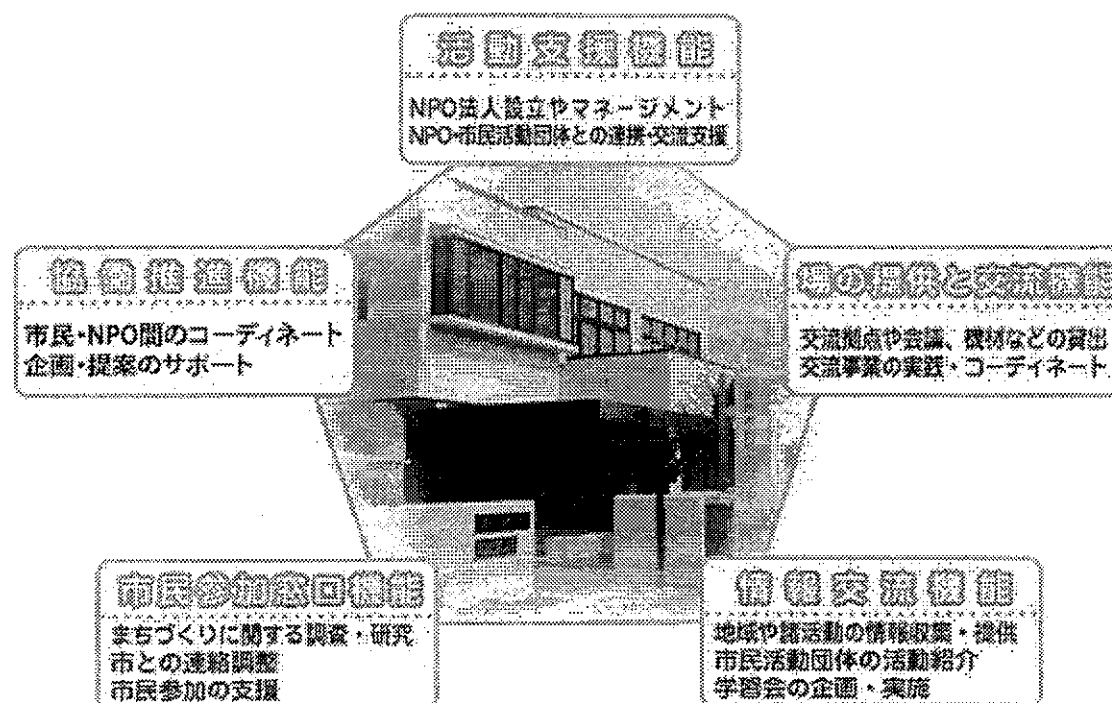
E-mail

開館時間:9:00am-9:30pm

受付時間:9:00am-9:00pm

休館日:火曜日

三鷹市市民協働センターは、市民、NPO・市民活動団体、町会・住民協議会などの活動や交流を支援するとともに、これからの市民と行政との新しい協働のあり方を考え、協働によるまちづくりを推進する施設です。



■市民主体の協働のまちづくりをめざして(三鷹市長 清原慶子)



川
原
慶
子

①

(2)

■まちづくり研究所からの提言

平成14年に設置した「三鷹市まちづくり研究所第1分科会」では、「新しい協働型社会のあり方について」を研究テーマとし、「市民協働センターのあり方」について集中的に議論が進められました。

同年11月には、その基本的な考え方をまとめた第1次提言を市長に提出するとともに、さらに具体的な検討を行うため、市民協働センター検討のための作業部会を設置。運営方法と機能を中心とした議論が進められ、平成15年6月、これらの検討結果をまとめた第2次提言が市長に提出されました。

この提言の中では、市民協働センターの運営について初めから固定的なあり方を示すのではなく、実証実験としての試行的な設置・運営からスタートし、運営委員会の方式や必要な支援などセンターの機能についてさらに調査・検討を進めていくことを提案しています。また、基本的な機能としては、市民活動のサポート機能、まちづくりに関する市民参加の窓口機能、「新しい公共」の分野における協働推進機能のほか、市民活動団体への場の提供と交流・情報提供機能の重要性も指摘しています。

■市民協働センターの開設

市では、まちづくり研究所の提言を受け、設置条例の整備等の準備を進め、平成15年12月1日に「三鷹市市民協働センター」を開設しました。市民協働センターの当面の運営については、利用状況やニーズの把握を行い柔軟で試行的な運営を進めながら、体制の整備を図ることとしました。そのため、概ね3年間は市が運営し、公募市民を含めた運営準備委員会や企画運営委員会で、運営体制や支援策などセンターの機能について具体的に調査・検討を進め、段階的に事業を拡充し、市民、NPO・市民活動団体などによる協働運営への移行を目指していきます。

市民が育てる支援センターを核に、協働のまちをめざす

東京都
八王子市



リタイアした市民を対象に開催した「お父さんお母さんいっしょパーティー」。

東京都八王子市は、「協働のあり方に関する基本方針」を策定し、市民活動支援センターを開発するとともに、市民企業事業補助金制度や協働に関する職員研修を実施するなど、市民との協働によるまちづくりを展開している。市民主体の八王子市民活動協議会を立ち上げ、NPOや地域型住民自治組織、大学、企業などに対する関係性、相互の特性を認めながら「創意にみちた協働のまち」の実現をめざしているのが特徴だ。

「協働のあり方に関する基本方針」を策定

八王子市は、特定非営利活動促進法施行を受け、1999年7月にNPOを所管する生涯学習部交流課を新設し、NPO法人認証手続きの情報提供や相談業務などを開始した。2000年には課長職20人で構成する「行政と民間非営利活動団体との協働のあり方研究会」を設置し、庁内で研究を進めたのをはじめ、NPO等実態調査、市民対象のNPOに関する意識調査、NPO法人等との情報交換会などを行い、02年2月に「行政と市民活動団体（NPO）」と

の協働のあり方に関する基本方針」を策定した。

「新たな公共サービスの担い手としてNPOが目ざされていたことから、行政とNPOとの協働によるまちづくりをいかに進め、より良い関係を築けばいいのかの指針として策定した」と市民活動推進部協働推進課長の設楽聖一さんは説明する。

基本方針は、協働の基本的な考え方とともに、協働推進のための、市民やNPO等で構成されたNPO協議会を創設し、市民参加を前提に①NPO条例などの制定、②NPOセンター（仮称）の整備、③自立化を促進し活動をサポート、④事業委託、

⑤情報公開、職員の意識改革——に取り組みことを記している。

八王子市民活動協議会を発足

基本方針に基づき、市は市内で活動するNPOなどと呼ばかけて協議会の立ち上げに着手。NPO法人や市民団体などによる準備会での検討を経て、02年11月に「八王子市民活動協議会」協議会が発足した。

「市民活動を支援するセンター」を開設し、運営を委託する市民組織を立ち上げたという市の話を受け、NPO法人や市民団体だけでなく一般市民にも理事や会員に入ってもらう形で設立準備を進めた」と協議会理事の浅野里恵子さんは話す。

協議会は、市民やNPO、ボランティア、町会、自治会、企業、大学、行政などの地域のネットワークを広げ、相互の連携をコーディネートする。市民による市民のための中間支

援組織をめざし、市民活動の情報収集や発信、団体運営の相談、人材育成など、自主・自立した市民活動の支援に取り組むとしている。

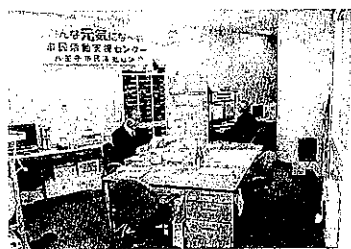
市内在住・在勤・在学者や市内等で市民活動を行う個人・市民活動団体を対象に募集した正会員（年会費5000円）で組織。賛助会員や協力会員も募集し、会員は05年12月末現在で134人（正会員75人、賛助会員18人、協力会員41人）に上る。

①市民活動支援センターの管理運営、②市職員対象の協働研修、③市民対象の市民活動啓発講座などの事業を受託するとともに、情報収集・発信、啓発やコーディネートに向けた自主事業を展開。05年12月にはNPOの法人格を取得した。

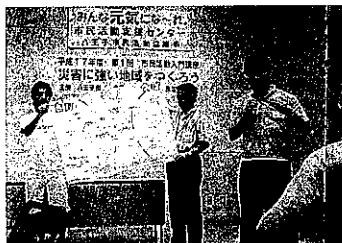
市民が育てる市民活動支援センター

市民活動支援センターは、03年6月にオープンした。京王八王子駅近くの民間ビルのフロアを企業から無償で借り受け開設したもので、市民が運営し、市民が育てる公益的な市民活動の支援拠点をめざし、協議会に管理運営を委託する。公設市民運営方式を取っているのが特徴だ。

なお、市は05年度に指定管理者制



市民活動支援センターは2003年に開設。市民が育てるセンターをめざし、八王子市民活動協議会が管理運営を行っている。



「市民活動入門講座」として災害に強い地域をテーマにワークショップを実施。

04年度は、499件（月平均42件）の会議室利用があり、1700件近くの電話や面談等による相談が寄せられた。

啓発事業は、市委託事業として「市民活動実践講座」（月1回）や「市民活動入門講座」（年3回）を開催しているほか、協議会自主事業として「NPOマネージメント講座」や団塊世代等の地域活動のきっかけづくりをねらったイベント「お父さんお母さんいっしょパーティー」などを実施している。

公募提案方式の補助金制度を導入

「市民企業事業補助金制度」を導入

しているのも特徴だ。市民団体の活動を支援し、自立化を促進するための公募提案方式による補助金制度で、03年度から実施している。

「既存の補助金を見直す中で、市民協働を進める新しい財政支援制度として創設した。市民に開かれた制度とするため、公開プレゼンテーションや市民コメントシート、外部委員による審査を導入している」と協働推進課主査の松岡秀幸さんは話す。

補助予算総額は1100万円。活動の自立への弾みとする「活動支援部門」と協働へ向けた公益的事業を支援する「事業実施部門」を設けて募集。一事業への補助は3年間を限度としている。市民提案事業を市の施策に反映させる仕組みを盛り込んでいるのも特徴で、共催や委託事業に発展した事例もあるという。

05年度は44件の応募があり、34件を採択。06年度は47件の応募が寄せられており、審査を進めていく。

全庁的な協働推進をめざす

市は02年度策定の基本構想・基本計画「八王子ゆめおプラン」に「新しい時代にふさわしい創意にみちた協働のまち」を都市像のひとつに掲げ、03年度にはNPO等の市民

1 協働推進ハンドブックとは

三鷹市では住民協議会と連携して「コミュニティ・カルテ」を実施し、また「まちづくり研究所」や様々なワークショップを行うなど、これまで積極的に市民参加を進めてきました。さらに平成 11 年度から始まった基本構想・第 3 次基本計画の策定において、市が素案を作る前の白紙の段階から、「みたか市民プラン 21 会議」において検討を行うという試みを行いました。これは、市民が市と対等の立場に立って、それぞれの自主性を尊重しながら目標を達成するという新たな形の市民参加の試みであり、ここに協働のまちづくりが行われることとなりました。また、平成 15 年 12 月には三鷹市市民協働センターを設置し、協働の拠点として、さまざまな取り組みを行っています。(市民参加・協働のまちづくりについては巻末資料 42 ページ参照)

市では、これらの経験に学びながら、市民の皆さんとともに、「三鷹市基本構想」や「三鷹市自治基本条例」に定める「協働のまちづくり」を行うため、三鷹市の職員向けの手引書を作成することとしました。

なお、本ハンドブックは、市を取り巻く環境の変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。

三鷹市基本構想では...

「高環境・高福祉のまちづくり」を進める 8 つの施策の 1 つとして、地域環境の向上と市民生活の充実に向けて、市民、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割に応じて協働するコミュニティの新たな展開を図ることなどを施策の方向とした「ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる」を掲げています。(三鷹市基本構想については、巻末資料 33 ページ参照)

三鷹市自治基本条例では...

平成 18 年 4 月に施行される三鷹市自治基本条例では、その前文において、「主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。」とうたっています。また、同条例第 6 章を「参加及び協働」とし、基本構想や基本計画等の策定過程における市民参加、市民会議や審議会等の設置などについて定めていますが、特に第 32 条では「協働のまちづくり」として、協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備や多様で開かれた場と機会の提供、パートナーシップの推進等について定めています。(三鷹市自治基本条例については、巻末資料 25 ページ参照)

§
(省略)

●総務／財政

市民が主体「明確化」

最近よく聞く市民と行政の「協働」って何？ そんな疑問に答え参加を上げようと、高岡市は「市民提案型協働モデル事業」について協働のルールをまとめ、24日、今年度の説明会を開いた。ルール作りは県内市町村で初めてという。開町400年を2年後に控えて「城下の町衆によるまちづくり精神の復活を」と、来月の募集で積極的な参加を期待。市民主体のまちづくりを指す。

「目標・情報共有」盛る

地縁組織・NPO参加

高岡市が新ルール

行政との「協働」

同市の協働モデル事業は2年目。昨年度は市民からの13件の提案のうち、寺院のライトアップや河川敷の広場整備など3件を採択した。しかし協働が新しい概念だったため、応募資格や適切な活動内容が分かりにくい面があったという。

このため有識者らによる検討会で「市民と行政の協働のルール」をまとめ、この日、説明した要項に盛り込んだ。市と市民の協働の4原則として①目標やプロセ

スの共有②お互いに自主性・自立性を尊重③相互理解

の事業手法もまとめている。

また、資金援助のあり方も市が事業を「委託」していた昨年度と異なり、今年度は事業費の75%を助成する「補助」とし、市民の側を事業主体として位置づける。今年度のテーマは「住みたいまち」と「行きたいまち」で、中心市街地再生や文化遺産の保存・活用策、

新幹線関連事業などが柱。市民協働課は「協働は400年前の開町精神そのもの。大方の提案がこの二つの項目に入ると考えられ、関連させて展開できる」と期待する。募集は5月1日から31日まで。問い合わせは市民協働課(0766・20・13328)へ。

一方、高岡市が参考にしたのは、県が04年3月に作った「県ボランティア・NPO協働ガイドライン」。協働の相手としてのNPOを、各法人や地縁団体も含む非営利団体で、自発性に基づいて自立的・継続的に社会貢献活動を行う団体と定義している。

県は04年度からの「協働パイロット事業」に代わり、今年度から「とやま夢づくりNPO協働事業」を開始する。

これまで年度ごとに受け付けて実施していた事業が、受け付けの翌年度でできるようになるため長い視野での活動が期待できる。来月から募集を始める。

▼▼来月1カ月間募集



地域コミュニティづくりと一体となった 「市民協働推進条例」を制定

千葉県佐倉市（17万5000人）は、「市民協働の推進に関する条例」を制定した（07年1月1日施行）。まちづくりの主体となる市民と市の役割・責任を明らかにし、市民協働による自治運営を推進するのが目的だ。

同市では条例制定に至るまで、市民協働について熱心な検討を重ねてきた。04年9月には、同市市民協働型自治運営の推進方針検討委員会が、市民協働に関する定義や自治のあり方について提言書をまとめた。これを受け、市は05年4月、「市民協働型自治運営の推進指針」を作成。同年10月には同市市民協働推進条例検討懇話会を設置し、条例策定に向けて動き出した。そして06年9月、条例が制定された。

条例案の検討と並行して、同市では「市民協働型社会における地縁組織との関係再構築等のための推進方針」（05年11月）を作成。長年にわたり地域と行政のパイプ役となってきた連絡長制度を見直した。これにより自立した地縁組織団体としての自治会・町内会と行政の関係を再構築していく。

条例では、市民協働を推進するための市の取り組みとして、次の4つが定められている。地域コミュニティづく

りと市民協働の推進が一体となっているのが特徴だ。

- ①情報の共有等：市は市民に対し、まちづくりに関する情報を収集・提供し、情報の共有化を図るとともに、まちづくりの推進に必要な学習の機会を提供する。
- ②政策形成過程参加手続き：市民参加の対象となる市の施策等の政策形成過程における市民参加手続きを制度化。市民参加の対象となる施策等の範囲、市民参加の方法等を規定した。
- ③地域まちづくり協議会への支援：公共の利益に資する活動を行う地縁組織を中心とする団体（地域まちづくり協議会）を新たな地域自治活動の受け皿として認証。地域まちづくり協議会が行う事業（地域まちづくり事業）を支援する制度を創設した。
- ④市民協働事業への連携・支援：市の登録を受けた市民公益活動団体が実施する事業（市民協働事業）に対し、市が連携・支援する制度を創設。市民協働事業として、市民提案型と行政からテーマを提示して募集する行政提案型の2種類の事業を規定した。

●佐倉市政策調整課

☎043・484・3374

佐倉市市民協働の推進に関する条例の制定

都道府県……………千葉県

市区町村名……………佐倉市

担当部課名……………企画政策部政策調整課

施策の開始年度…平成17年度

連絡先……………043-484-3374

ホームページ……………<http://www.city.sakura.lg.jp/>

人 口：175,126人

標準財政規模：26,511,521千円

事業費総額：460千円

事業期間：平成17年度から平成18年度まで

補助制度・起債制度等：

施策の概要

1. 取り組みに至る背景・経緯・目的

佐倉市では、市民のまちづくりへの関心を高め、市民と共につくるまちづくりを推進することを目的として、平成15年度から市民協働型の自治運営の推進方策の検討を進めた。

地域自治の促進のため、平成17年4月に「佐倉市市民協働型自治運営の推進指針」を策定し、その後平成18年9月に「佐倉市市民協働の推進に関する条例」（平成19年1月1日施行）及び規則等を整備した。

2. 事業内容

本条例では、基本理念、市と市民の役割・責任を明記するとともに、5つの市民協働を推進するための制度等の整備について定めている。

【市民協働を推進する制度等の整備の概要】

(1) 情報の共有等

- ・市は情報を収集・提供することで市民との情報の共有化を図る。
- ・市は、市民に対して、まちづくりの推進に必要な学習の機会の提供に努める。

(2) 政策形成段階への市民参加を促進するための制度の整備

- ・政策形成段階への市民参加の対象となる施策等の範囲、参加の方法、市民から寄せられた意見の取り扱いを明記し、政策形成過程における市民参加手続を制度化。

(3) 地域による自治活動を促進するための制度の整備

- ・地域まちづくり協議会（公共の利益に資する活動を行う地縁組織を中心とする団体）を認証し、この協議会が行う事業を支援する制度を創設。

(4) NPO、ボランティアなどの市民公益活動を促進するための制度の整備

- ・登録を受けた市民公益活動団体が実施する事業に対して、連携・支援する制度を創設。
- ・市民協働事業については次の2種類の事業を規定

① 市民からの提案による事業（市民提案型）

② 行政からテーマなどを提示して募集する事業（行政提案型）

(5) 市民協働による自治運営の実効性を高めるための組織体制の整備

- ・市民協働を着実に推進するため、附属機関として市民協働推進委員会を設置。

3. 事業効果

現在は、同条例等に基づき、住民が設置する一定のエリア（小学校区を基準）ごとの「地域まちづくり協議会」や市民が取り組む公共の事業を含む「市民協働事業」について、段階的に市民団体や地縁組織等との連携、事業支援等を推進している。

4. 工夫・苦労した点、課題、課題の克服法など

(1) 市民、あるいは住民自治と行政の関係について規定した条例には、「市民参加」、「市民協働」、「自治基本」の3つの条例の型があるが、本市が目指す市民協働型の自治運営を推進する上で、どのタイプが適切か、また推進するための具体的な施策

(2) 事業等の範囲について明らかにしていくのに苦心した。

【鳥取県】 07.1.28 日本海新聞

我らの「憲法」我らの手で

町民主役のまち考える

自治体の憲法と言われる「自治基本条例」の県内初制定を目指している北栄町は二十七日、同町役場大栄庁舎で「住民自治フォーラム」を開き、町民らが同条例や住民参画、協働のまちづくりの在り方について考えた。

北栄町がフォーラム



住民自治フォーラム

演題「住民自治と新しい公共」

前北栄町長 横嶋 浩

北栄町自治基本条例（素案）について

自治基本条例審査会 委員長 林 邦臣

住民自治の在り方などについて考えたフォーラム＝27日、北栄町役場大栄庁舎

「自治基本条例」制定目指し

同条例は、自治体のまちづくり方針と基本ルールを定め、住民が主役のまちづくりの制度的な基礎となるもの。同町では、昨年八月から一般公募の町民ら十三人で策定委員会を設置し、十二月に素案をまとめた。今月末まで住民の意見を募り、最終案をまとめる。三月議会で承認されれば、県内第一号として四月一日に施行される。

約百五十人が参加したフォーラムでは、同条例策定委員会の林邦臣委員長が二十七条で構成された条例の素案について報告。住民投票の実施を請求できることや、町長選挙の立候補予定者に政権公約を作成する規定などが説明された。

また、米子市出身で、二十四日に千葉県我孫子市長を三期をもって退任したばかりの福嶋浩彦氏が「住民自治と新しい公

共」と題して講演した。

福嶋氏は、市の補助金の市民審査や、市職員採用試験に民間人の試験委員を採用したことなど、市民自治を理念とした自身のまちづくりを例に「補助金や採用試験は『聖域』だったが、そういう聖域にこそ住民が直接参加することで、行政の決定が住民感覚のある決定になる」と行政運営への日常的な住民参画の必要性を説いた。

一方で、北栄町が条例に盛り込んだ「住民投票」について、重要な制度とした上で「住民が責任をとることになる。きちんと議論し、最後に投票を請求する形ができなければ、制度として使えない」とくぎを刺した。

現在、我孫子市でも同条例の制定を目指しており、「条例を作るだけでなく、いかに使い、いかに自治を形成していくかが大事」と大詰めを迎えた北栄町の条例作りへエールを送った。

【神奈川県】 06.9.21 神奈川新聞

市民と行政は対等 役割分担を文書化

協働型事業に6原則

川崎市の市協働のルール検討委員会は、このほど市民と行政が協働して事業を行うときの基本的な考え方や手順を定めた「川崎市協働のルール」（仮称）の骨子案をまとめた。市民と行政の双方が使うルールとして検討したもの。両者が対等の立場で、役割や責任分担を文書化、成果などを公開し、検証を行うことなどが盛り込まれた。

（青木 晋）

市がルール骨子案

07年3月
制定へ

今後市民の意見を求める予定だ。

た上で、十一月に最終報告をまとめて同市に提出。市は二〇〇七年三月に協働のルールを制定す

る予定だ。市内には千以上の市民活動団体が活動、市が市民団体と一緒に進める事業も約五百八十に上

懸念も指摘されていた。このため、両者の関係を整理し、協働型事業を行うときの考え方や手順をまとめることを決定。学識経験者と市民計五人からなる検討委員会が、今年四月から検討を進めてきた。

骨子案では、協働型事業を、市民団体と行政が協働で行う公益的事業で行政だけ、あるいは市民団体だけで行うより、さらに価値を生み出すものとした。協働型事業を行うときの六原則として、①目的の共有②対等の関係③相互理解④役割分担と責任範囲の確認⑤公開

性・透明性⑥成果の評価・検証——を掲げた。このほか手順の中では、市民団体の人件費を予算に盛り込むなどして、単なる安上がり行政とならないようにすることなどの注意点や、行政提案の事業だけでなく、市民から提案を受けて事業化することも盛り込まれた。

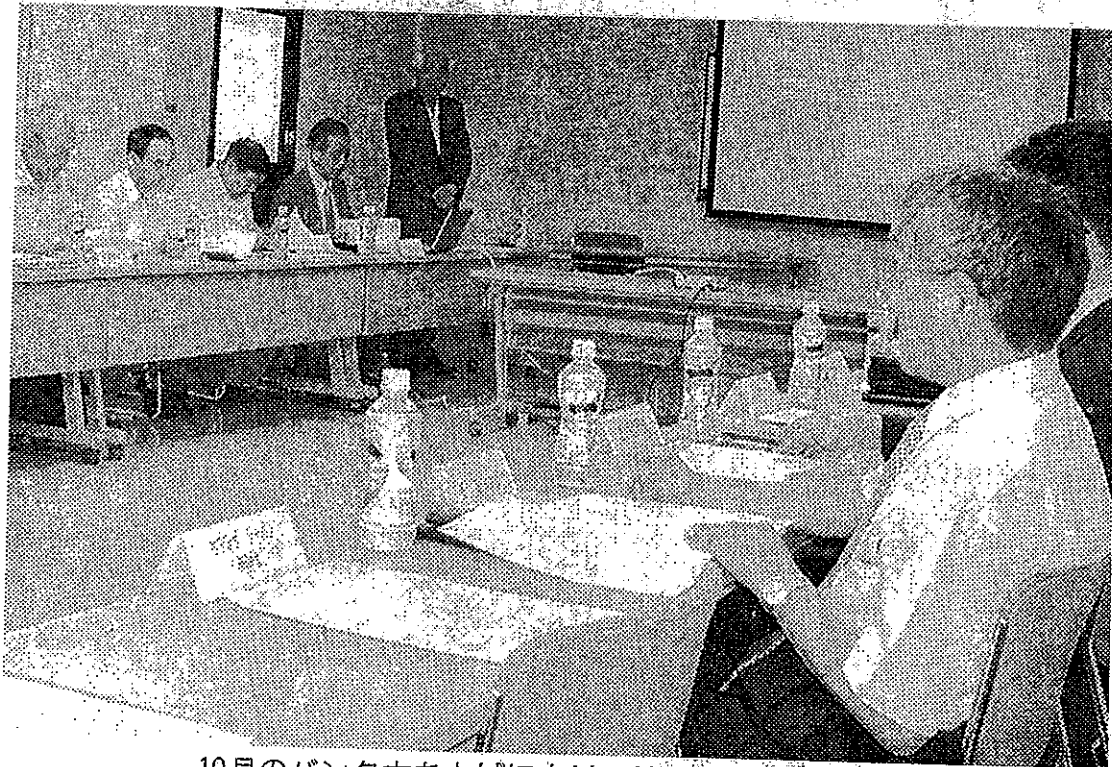
骨子案の説明や意見交換を行う「市民フォーラム」が三十日午後一時半から、高津区役所五階会議室で開かれる。事前申し込み不要。問い合わせは、市地域生活課 ☎044(200)2296。

【山口県】 06.8.5 山口新聞

シニアの知識・技術 企業に橋渡し

「人材バンク」10月始動

周南で設立準備委発足



10月のバンク立ち上げに向けて協議する準備委員ら

企業OBらが有する知識や経験、技術を地域産業の活性化に結びつけようとして、「周南シニア人材マッチングバンク」の設立準備委員会が四日、周南市で発足した。十月に始動予定で、団塊世代の定年退職がピークを迎える中、シニアの新たな活躍の場を創出する試みとして注目されそうだ。

委員会は企業OBらでつくるNPO法人「山口県アクティブシニア協会（AYSA）」、産学官で構成する「周南新商品創造プラザ」、県東部の企業、企業OB会、行政、商工会議所、大学・高専などで組織。委員長にはAYSAの内山実会長が就任した。

同バンクは専門知識や技術、豊富な人脈を持つ定年退職者らを登録し、地場企業の経営課題支援、人材を必要とする企業への橋渡し、営業代行といった業務受託などの事業を計画。設立後は早期にNPO法人化し、将来は人材紹介業の許可取扱いも視野に入れる。

登録人材の専門分野としては経営企画、海外展開、生産技術、研究開発、運転操作、建設、マーケティング、販売、財務、労務、知財管理、ISO認証取得、情報処理など幅広く想定。マッチングを効果的に進めるためパソコン教室や企業会計入門をはじめ、必要な教育、研修も行う。

内山会長は「人口減少、少子高齢化が進み、シニア人材の活用が大きな課題となるなか、時代のニーズにこたえるためにバンク設立を構想した。シニアの経験、知識、人脈を生かして、地域社会発展の大きな力にしたい」と話している。

宇治

【京都府】 06.4.14 京都新聞

各分野の市民や団体、登録 人材バンク開始へ

宇治市 知識や経験 学校などで活用

宇治市は、学校や生涯学習の場で講師となる市民や団体に登録してもらう「人材バンク」事業を、本年度から始める。さまざまな知識や経験を持つ登録者を市のホームページ（HP）で公開し、市民が自由に講師を依頼できるようにする。団塊の世代などの生きがいづくりにもつなげる狙い。

これまで各小中学校では地域住民や保護者を社会人講師に頼み、総合学習などで活用してきた。人材バンクは、講師の活動の場を学校教育に限らず、各サークルや団体などの社会教育にも広げ、逆にサークルのメンバーが別のグループや学校に出向くきっかけづくりにする。市役所も各専門分野

本年度からHPで公開

の担当者を登録する。募集する分野は、生活（育児、料理）、学問（植物、天文）、スポーツ、文化・芸術（写真、演劇）、社会（防犯、環境）などを想定している。

HPには登録者の連絡先を掲載し、直接依頼ができるようにする。謝礼や交通費などは個別に交渉してもらう。六月ごろから登録を募り、年内に一部運用開始を目指す。

市教委生涯学習課は「人と人がつながるシステムをつくり上げたい。何か役立ちたいという人がたくさん登録してくれたら、団塊の世代が活躍する場としても期待している」と話している。

団塊世代 生きがいづくりに

【大阪府】 06.9.20 大阪日日新聞

地域貢献望む企業 府がパワー拝借へ

「バンク」創設しマッチング

全国初

大阪府は十九日、社会貢献に関心がある企業の登録を受け付けて事業を提案してもらい、府の施策と結び付ける「地域貢献バンク」を創設した。民間の力を生かして効率的な公共サービスを提供する狙いで、全国初の試みという。

登録企業の提案と府の施策のマッチング事例として▽小中学校などの特別講義への講師としての社員派遣▽災害時の物資

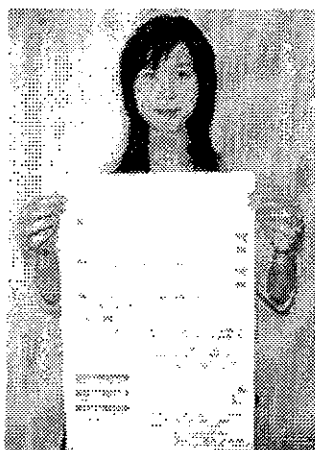
提供、企業施設の避難所としての開放▽高齢者介護施設、児童福祉施設、障害者施設でのボランティア活動などを想定している。

府のホームページを通じて登録企業を公募し、庁内システムで情報を公開。企業のノウハウを府の施策に反映し、官民協働で新たな公共サービスを提供を図る。登録の申し

込みは同日から始め、随時受け付ける。

太田房江知事は同日の記者会見で「官と民の境目がなくなってくる時代。企業の力を借りることは社会のためになる」と意義を強調。府の財政難による事業スリム化の一環ではとの指摘に対しては「財政難だけが理由ではない」と語った。

市民参加推進員制度 6月から登録開始 久喜市



市民に市政への参加の機会にしてみらおうと、久喜市は「市民参加推進員」制度を六月からスタートとさせた。

市民参加推進員になると、市民参加に関する情報が提供され、その中で関心のあるものに参加したり、知人や友人に市民参加を働き掛けるなどの活動を行う。

登録資格は十三歳以上の市内在住、在勤、在学者。提供される情報は、審議会委員の募集、条例や計画などへの意見を求めるパブリック・コメントの募集、市民説明会やワークショップの開催、アンケートへの協力など。月に一回程度、情報をまとめて提供する。

市民参加推進員への登録を
呼び掛ける市のポスター

資格を十三歳以上としたため、中学生から登録が可能で、市は市内の中学、高校、大学などに生徒や学生の登録を呼び掛けている。

登録は随時で七月十三日までに登録した人には、八月に推進員証の交付や制度の説明を行う。

久喜市は協働のまちづくりを基本理念とした自治基本条例を二〇〇五年に施行。さらに、この条例を具体的に実現するため「市民参加条例」と「市民活動推進条例」を四月から施行した。

市民参加条例には、市民や市の責務、市民参加の対象施策とともに、市民参加推進員制度の設置を規定している。

登録用紙は市民参加推進課、公共施設の市民参加コーナーに置いてある。問い合わせは同課(電話0480・22・1111内線2382)。

【茨城県】 07.7.17 茨城新聞

地域の魅力、課題探る

ひたちなか・まちづくり講座

来月開講へトークイベント

まちづくりに関心がある市民を対象とする「ひたちなか・ふれ愛隊養成研修講座」が八月に開講する。「体験型」が特色で、街探検や市民活動団体での一日体験などを通して、住民の目線で地域の良さや課題を見つづけるのが狙い。主催は市だが、企画・運営はNPO法人「生活支援ネットワークこもれび」（榎田美紀子理事長）が担う。四年目の今回は、開講前の今月一日に公開トークイベント「ひたちなかがおもしろい」を初めて開き、盛り上げを図った。

■出会いの場

ふれ愛隊は「まちづくりに興味を抱く人たちが出会い学ぶ場」（こもれび）との位置付け。こもれび側が市に企画を持ちかけ、当初は市が運営、二〇〇四年度からは市から委託を受けて本格始動した。地域のために何かしたいとの思いはあんながら、きっかけがつかめずにいる市民をつなぐ意欲的な取り組みだ。

参加者の年齢層は学生から高齢者まで幅広く、受講生は研修後、それぞれの関心に沿って活動。これまでに約六十人が修了し、市民活動団体に入ったり、独自にグループを結成したりするなど、

市民ら問題提起や要望

探っていく。テーマを見える。

つけてグループに分かれ、最終的にひたちなか市の魅力と課題を報告書にまとめる予定だ。

参加者の年齢層は学生から高齢者まで幅広く、受講生は研修後、それぞれの関心に沿って活動。これまでに約六十人が修了し、市民活動団体に入ったり、独自にグループを結成したりするなど、

昨年度受講した岩間直子さん（三）は当時中学三年生だった勇翔君（五）と、ともに参加。勇翔君が車で、体験者から日ごろ感じていた思いが披露された。

ふれ愛隊養成研修講座の開講を前に開かれた公開トークイベント「ひたちなかがおもしろい」は、ひたちなか市東石川のワークプラザ勝田

市内で活動する子育てサークル「ゆのみ会」メンバーは、市役所や図書館の十分な対応、子育てに関する情報の少なさなどを指摘し「ちょっとの気配りと優しさでもっと子育てしやすいかな」と提起した。佐和宮二年の神保勇人さんは存廃問題が出ていた茨城交通漢



■受講は無料

研修講座は原則として土日の昼間に、同市東石川の「ひたちなか・ま

ふれ愛ひろば」などで行われる。受講は無料で、事前予約で託児も無料。定員は三十人だが、希望者は随時受け付ける。

問い合わせはこもれび 029（273）88029（273）8897（273）88992、市民活動課 029（273）0111。（川崎勉）

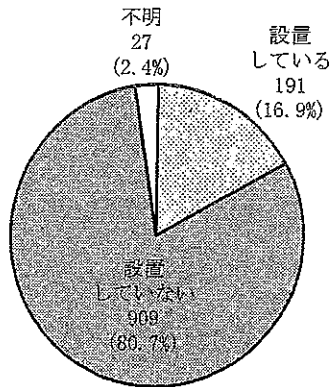
会場では公開トークと合わせ、勇壮な太鼓や元氣あふれるバンドの演奏も行われた。

住民参加・協働に関する調査研究

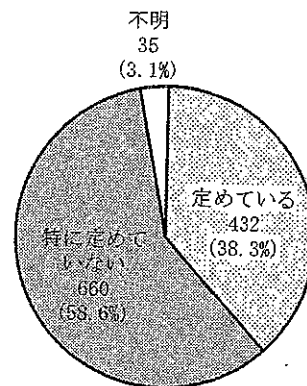
①

(株) 地方自治研究機構 H19.3

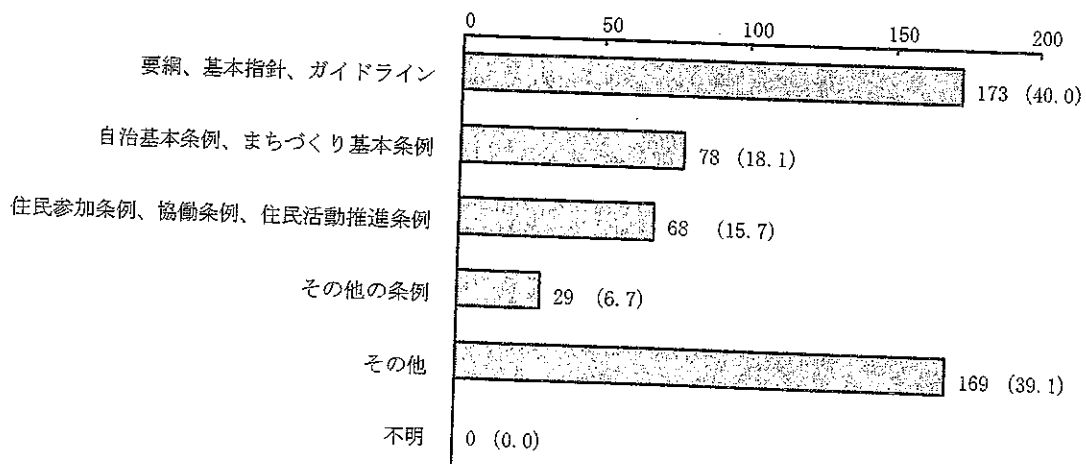
図表 1-8 庁内横断組織・会議体の設置状況 (n=1,127)



図表 1-10 住民参加・協働に関する規定の有無 (n=1,127)



図表 1-12 住民参加・協働の規定の内容 (複数回答・n=432)



第1章 市区町村における住民参加・協働に関する制度の現状

図表1-18 各制度における導入の目的（最大3つまでの複数回答）

段階	各種制度	全体 (n)	施策・事業に関する住 民の円滑な合意形成	行政では対応が難し い地域課題への対応	施策・事業の優先順位 の明確化	住民ニーズへの的確 な対応	行政コスト軽減など 行政改革の推進	監視機能の強化によ る適正な行政活動の 推進	積極的な情報公開な ど行政運営の透明化	地域の住民活動団体 等の活性化・基盤強化	住民の行政運営への 関心や自治意識の向 上	職員の意識改革	無回答（不明）
計画段階	市政モニター	185	32	5	12	151	6	41	39	2	125	12	5
		16.4%	17.3%	2.7%	6.5%	81.6%	3.2%	22.2%	21.1%	1.1%	67.6%	6.5%	2.7%
	住民世論調査	236	55	1	137	216	12	6	9	5	109	20	5
		20.9%	23.3%	0.4%	58.1%	91.5%	5.1%	2.5%	3.8%	2.1%	46.2%	8.5%	2.1%
	パブリックコメ ント制度	441	297	4	20	231	6	34	309	3	286	24	5
		39.1%	67.3%	0.9%	4.5%	52.4%	1.4%	7.7%	70.1%	0.7%	64.9%	5.4%	1.1%
	首長への手紙	702	106	29	20	641	9	137	129	9	415	104	10
		62.3%	15.1%	4.1%	2.8%	91.3%	1.3%	19.5%	18.4%	1.3%	59.1%	14.8%	1.4%
	首長との懇談会・タ ウンミーティング	739	393	52	67	634	15	22	247	52	482	21	13
		65.6%	53.2%	7.0%	9.1%	85.8%	2.0%	3.0%	33.4%	7.0%	65.2%	2.8%	1.8%
	政策・事業の提案 制度	142	30	32	14	95	15	3	7	37	80	18	8
		12.6%	21.1%	22.5%	9.9%	66.9%	10.6%	2.1%	4.9%	26.1%	56.3%	12.7%	5.6%
実行段階	市民会議・まち づくり会議	316	150	75	35	165	18	16	52	79	204	27	12
		28.0%	47.5%	23.7%	11.1%	52.2%	5.7%	5.1%	16.5%	25.0%	64.6%	8.5%	3.8%
	電子会議・S N S	77	22	8	0	48	0	5	21	14	49	6	1
		6.8%	28.6%	10.4%	0.0%	62.3%	0.0%	6.5%	27.3%	18.2%	63.6%	7.8%	1.3%
	審議会への住民 公募	589	289	14	20	356	24	115	253	18	401	32	11
		52.3%	49.1%	2.4%	3.4%	60.4%	4.1%	19.5%	43.0%	3.1%	68.1%	5.4%	1.9%
	住民投票制度	52	33	5	6	35	0	6	9	0	34	0	2
		4.6%	63.5%	9.6%	11.5%	67.3%	0.0%	11.5%	17.3%	0.0%	65.4%	0.0%	3.8%
	ミニ市場公募債	62	11	1	4	8	21	2	6	2	54	2	3
		5.5%	17.7%	1.6%	6.5%	12.9%	33.9%	3.2%	9.7%	3.2%	87.1%	3.2%	4.8%
	まちづくりファ ンド等	35	2	14	3	10	11	1	0	23	11	1	1
		3.1%	5.7%	40.0%	8.6%	28.6%	31.4%	2.9%	0.0%	65.7%	31.4%	2.9%	2.9%
評価段階	NPO等への補 助金制度	26	0	20	0	12	7	0	0	23	5	0	1
		2.3%	0.0%	76.9%	0.0%	46.2%	26.9%	0.0%	0.0%	88.5%	19.2%	0.0%	3.8%
	地域の自主性を尊 重した補助金等	490	28	309	5	180	67	0	3	421	201	5	11
		43.5%	5.7%	63.1%	1.0%	36.7%	13.7%	0.0%	0.6%	85.9%	41.0%	1.0%	2.2%
	ボランティア登 録制度	258	10	162	1	79	67	1	2	162	126	9	6
		22.9%	3.9%	62.8%	0.4%	30.6%	26.0%	0.4%	0.8%	62.8%	48.8%	3.5%	2.3%
	行政サポーター 制度	22	2	6	0	5	15	1	0	9	15	3	1
		2.0%	9.1%	27.3%	0.0%	22.7%	68.2%	4.5%	0.0%	40.9%	68.2%	13.6%	4.5%
	NPO等への事 務事業委託	471	16	228	2	164	347	3	5	255	95	24	7
		4.8%	3.4%	48.4%	0.4%	34.8%	73.7%	0.6%	1.1%	54.1%	20.2%	5.1%	1.6%
	NPO等との共 同事業	219	25	148	1	95	68	2	2	135	72	28	2
		19.4%	11.4%	67.6%	0.5%	43.4%	31.1%	0.9%	0.9%	61.6%	32.9%	12.8%	0.9%
評価段階	NPO等への人 的支援	80	9	32	0	31	4	1	2	72	19	16	2
		7.1%	11.3%	40.0%	0.0%	38.8%	5.0%	1.3%	2.5%	90.0%	23.8%	20.0%	2.5%
	住民参加による 外部評価	109	12	0	27	22	45	59	61	0	17	48	5
評価段階		9.7%	11.0%	0.0%	24.8%	20.2%	41.3%	54.1%	56.0%	0.0%	15.6%	44.0%	4.6%
	行政オンブズマ ン制度	26	1	2	0	7	2	23	11	0	5	8	1
		2.3%	3.8%	7.7%	0.0%	26.9%	7.7%	88.5%	42.3%	0.0%	19.2%	30.8%	3.8%
評価段階	住民満足度調査	221	44	4	147	191	17	14	17	1	78	49	4
		19.6%	19.9%	1.8%	66.5%	86.4%	7.7%	6.3%	7.7%	0.5%	35.3%	22.2%	1.6%

（注）ゴシック体は上位3位まで